

# 資料 1—②

## 氏名のカタカナ 表記について

# 氏名のカタカナ表記について

## 住民基本台帳事務における氏名のカタカナ表記の取扱いについて（案）

（住民票における氏名のカタカナ表記の取扱いについて）

- 英字圏の外国人については、外国人登録においてカタカナ併記名の登録が認められてきた経緯及び印鑑登録の便宜を踏まえ、住民票の備考欄に記載することができることとする。なお、当該備考欄の記載により印鑑登録を認める。

＜仮住民票作成の場合＞

- 既に外国人登録において英字氏名に対応するカタカナ併記名が登録されている場合、仮住民票の作成に当たって、備考欄に記載し、引き続き認める。

（関連する論点）

- 住民票の閲覧について  
閲覧の対象としない。
- 住民票の写し等の交付について  
写し等の請求があった場合には、請求者、請求事由等を判断し対応する。
- 転出証明書について  
記載することは不要。
- 住基ネットについて  
住基ネットには送信しない。広域交付、住基カードによる転出転入の特例、転入通知においても、通知事項としない。
- 住基カードについて  
券面等に記載しない。
- 法務省との情報連携について  
法務省との情報のやりとりに当たって通知事項としない。